

令和2年第2回奥州市議会定例会付議事件

(令和2年6月5日)

- 議案第1号 米里財産区管理委員の選任に関し同意を求めることについて
- 議案第2号 奥州市税条例の一部改正について
- 議案第3号 奥州市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第4号 奥州市牛の博物館条例の一部改正について
- 議案第5号 奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正について
- 議案第6号 奥州市保健センター条例の一部改正について
- 議案第7号 奥州市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第8号 奥州市介護保険条例の一部改正について
- 議案第9号 奥州市前沢駐車場条例の一部改正について
- 議案第10号 奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第11号 令和2年度奥州市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第12号 令和2年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第13号 令和2年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第14号 令和2年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 報告第1号 令和元年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第2号 令和元年度奥州市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第3号 令和元年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第4号 江刺開発振興株式会社の経営状況の報告について

議案第1号

米里財産区管理委員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を米里財産区管理委員に選任することについて、米里財産区管理会条例第3条（平成18年奥州市条例第100号）の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 家子 和人
生年月日 （略）

令和2年6月5日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

米里財産区管理委員に欠員が生じたため、新たに委員を選任しようとするものである。

議案第2号

奥州市税条例の一部改正について

奥州市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年6月5日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税における非課税の範囲及び所得控除の適用の見直し、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するための申告制度の創設、新型コロナウイルス感染症等に対応した税制措置等について規定するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市税条例の一部を改正する条例
(奥州市税条例の一部改正)

第1条 奥州市税条例(平成18年奥州市条例第92号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当

該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 奥州市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、「市町村」を「市」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項

又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中奥州市税条例附則第15条の2の改正規定 公布の日

(2) 第1条中奥州市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第10条、第10条の2第18項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則に2条を加える改正規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中奥州市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の奥州市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という

。) 第292条第1項第11号に規定する寡婦 (旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。) 又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。) 」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の奥州市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日 (以下この条において「4号施行日」という。) 以後に開始する事業年度 (所得税法等の一部を改正する法律 (令和2年法律第8号) 第3条の規定 (同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。) による改正前の法人税法 (昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。) 第2条第12号の7に規定する連結子法人 (次項において「連結子法人」という。) の連結親法人事業年度 (4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。) が4号施行日前に開始した事業年度を除く。) 分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度 (連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。) 分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度 (4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。) (連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。) 分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例第74条の3の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 施行日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第3号

奥州市国民健康保険税条例の一部改正について

奥州市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年6月5日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税に係る取扱いを同法等に準じて行うため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

奥州市国民健康保険税条例（平成18年奥州市条例第93号）の一部を次のように改正する。

附則第9項及び第10項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案第4号

奥州市牛の博物館条例の一部改正について

奥州市牛の博物館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年6月5日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

教育委員会が別に定める場合は、館内の撮影等の許可を受けることを不要とする
ことで、誘客の促進、来館者の利便性の向上及び職員の事務負担の削減を図るため、
本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市牛の博物館条例の一部を改正する条例

奥州市牛の博物館条例（平成18年奥州市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「者は」の次に「、別に定める場合を除き」を加える。

第7条各号列記以外の部分中「第6条第1項」を「前条第1項」に、「第6条第2項」を「前条第2項」に改め、同条第2号中「第6条第1項」を「前条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

議案第5号

奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正について

奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年6月5日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

子ども医療費給付のうち、小学生までを給付対象として実施している現物給付の対象範囲を中学生まで拡大することにより、市の重点施策である子育て環境の充実に資するため、関係条例を一部改正しようとするものである。

奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例

(奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部改正)

第1条 奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（平成18年奥州市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「小学生」を「小中学生」に、「12歳」を「15歳」に改め、同条第6号中「中高生等」を「高校生等」に、「12歳」を「15歳」に改める。

第5条第1項第2号及び第3号中「小学生及び中高生等」を「小中学生及び高校生等」に改める。

第10条第3項中「小学生」を「小中学生」に改める。

(奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正)

第2条 奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例（平成18年奥州市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「12歳」を「15歳」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

議案第6号

奥州市保健センター条例の一部改正について

奥州市保健センター条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年6月5日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市前沢健康管理総合センターの開所時間を延長し、施設利用者の利便性の向上を図るため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市保健センター条例の一部を改正する条例

奥州市保健センター条例（平成18年奥州市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

別表第1 奥州市前沢健康管理総合センターの項中「午前9時30分」を「午前9時」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

奥州市国民健康保険条例の一部改正について

奥州市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年6月5日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる被保険者がその療養のため労務に服することができないときに、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奥州市国民健康保険条例（平成18年奥州市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第10条を第13条とし、第5条から第9条までを3条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金）

第5条 市は、給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、当該傷病手当金の額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金と給与等との調整）

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7条 前条に規定する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱

等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用期間)

- 2 改正後の第5条から第7条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にある場合について適用する。

議案第8号

奥州市介護保険条例の一部改正について

奥州市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年6月5日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令による介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者を対象とした保険料率の軽減措置を拡大するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例を定めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市介護保険条例の一部を改正する条例

奥州市介護保険条例（平成18年奥州市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「2万200円」を「1万5,600円」に改め、同条第4項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「2万200円」を「1万5,600円」に、「3万2,700円」を「2万4,900円」に改め、同条第5項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「2万200円」を「1万5,600円」に、「4万5,200円」を「4万3,600円」に改める。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）

14 市長は、第14条第1項の規定にかかわらず、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間のいずれかの日を納期限とするものの納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合で、その者からその保険料を徴収することが適当でないと認められるときは、その者の申請により、その保険料を減額し、又は免除することができる。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）により第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又はその者が重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる場合で、次のいずれにも該当すること。

ア 事業収入等のうちいずれかの収入の額（保険金、損害賠償その他これらに類する収入の減少を補う金額を含む。）が、前年の当該収入の額に対して10分の3以上減少していること。

イ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条第3項から第5項までの規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第9号

奥州市前沢駐車場条例の一部改正について

奥州市前沢駐車場条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年6月5日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

私有地を賃借し市営駐車場として設置している前沢あすか通駐車場は、土地所有者から賃貸借契約の解除及び同地の返還について申し出があったこと等から、同駐車場を廃止するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市前沢駐車場条例の一部を改正する条例

奥州市前沢駐車場条例（平成18年奥州市条例第287号）の一部を次のように改正する。

第2条の表前沢あすか通駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

議案第10号

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年6月5日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本市における基準を同令に準じた内容とするため、本件条例の一部改正をしようとするものである。

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

令和2年度奥州市一般会計補正予算（第6号）

令和2年度奥州市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり定める。

令和2年6月5日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第12号

令和2年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。
。

令和2年6月5日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第13号

令和2年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和2年6月5日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第14号

令和2年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和2年6月5日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

報告第1号

令和元年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和元年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月5日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

令和元年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳					
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円	
						国県支出金 円	地方債 円	その他 円		
2	総務費	1 総務管理費	プレミアム付商品券事業	23,406,000	23,405,500	18,724,400	4,681,100			
3	民生費	2 児童福祉費	私立保育所等施設整備事業補助金	93,252,000	93,252,000		62,168,000			31,084,000
3	民生費	2 児童福祉費	前沢北こども園新築事業	267,511,000	267,511,000	18,000	32,039,000	201,700,000		33,754,000
4	衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計出資金（旧上水）	38,812,000	38,812,000			38,800,000		12,000
4	衛生費	2 環境衛生費	空き家対策事業	1,500,000	1,500,000		750,000			750,000
6	農林水産業費	1 農業費	大地活力センター整備事業補助金	93,500,000	93,500,000			93,500,000		
6	農林水産業費	1 農業費	南前沢地区災害防止工事	19,484,000	19,484,000	2,000		19,440,000		42,000
7	商工費	1 商工費	観光施設表示変更登記業務	1,032,000	1,032,000					1,032,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路ストック長寿命化事業	9,295,000	9,294,000		5,095,000			4,199,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金（通学路改善）事業	35,000,000	33,782,000		18,382,000	14,200,000		1,200,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金道路整備事業	35,235,000	34,799,000	27,000	15,634,000	18,200,000		938,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路整備事業債道路整備事業	14,138,000	14,138,000			13,400,000		738,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路整備単独事業	327,000	327,000					327,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	宅地開発指導事業（単独）	10,526,000	10,526,000					10,526,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業	92,428,000	92,427,939	7,000	52,196,000	37,900,000		2,324,939
8	土木費	4 都市計画費	都市計画用途地域変更等支援業務	2,746,000	2,746,000					2,746,000

款	項	事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳					
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円	
						国県支出金 円	地方債 円	その他 円		
8	土木費	4 都市計画費	えさし藤原の郷園内トイレ洋式化改修工事	2,916,000	2,916,000		2,332,000			584,000
9	消防費	1 消防費	消防施設設備整備事業	1,600,000	1,600,000			1,600,000		
10	教育費	3 中学校費	水沢中学校校舎等改築事業	3,430,000	3,430,000					3,430,000
10	教育費	3 中学校費	江刺第一中学校屋内運動場改築事業	358,740,000	352,110,000	40,000	96,255,000	255,800,000		15,000
10	教育費	5 社会教育費	旧後藤正治郎家住宅修繕事業	21,950,000	21,685,500		10,843,000			10,842,500
10	教育費	5 社会教育費	武家住宅資料センター下水道接続工事	3,801,000	3,801,000					3,801,000
11	災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業（単独）	24,160,000	24,052,130			11,000,000	19,320	13,032,810
11	災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業（補助）	14,894,000	14,894,000		14,369,586	400,000	22,012	102,402
11	災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業（補助）	29,095,000	29,095,000		18,911,178	9,100,000		1,083,822
11	災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業（補助）	32,194,000	30,510,000		17,895,000	9,400,000		3,215,000
合 計				1,230,972,000	1,220,630,069	18,818,400	351,550,864	724,440,000	41,332	125,779,473

令和2年6月5日提出

岩手県奥州市長 小 沢 昌 記

報告第2号

令和元年度奥州市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、令和元年度奥州市一般会計事故繰越し繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月5日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

令和元年度奥州市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額 円	左の内訳		支出負担 行為予定額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳			説明
				支出済額 円	支出未済額 円			既収入 特定財源 円	未収入 特定財源 円	一般財源 円	
6	農林水産業 費	1 農業費	7,667,000	2,002,000	5,665,000		5,665,000		5,660,000	5,000	新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた業務活動の停止により、年度内完了が見込めないため。
10	教育費	5 社会教育費	187,000		187,000		187,000			187,000	新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響により部品調達が困難となり、年度内完了が見込めないため。
合 計			7,854,000	2,002,000	5,852,000		5,852,000		5,660,000	192,000	

令和2年6月5日提出

岩手県奥州市長 小 沢 昌 記

報告第3号

令和元年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和元年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月5日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

令和元年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						国庫補助金	企業債	その他	当年度損益勘定留保資金	繰越財源				
										企業債				一般会計出資金
資本的支出	建設改良費	営業設備事業	41,625,000	5,236,780	32,340,000	0	0	0	32,340,000	0	0	4,048,220	備品購入1件	
		建設改良事業	1,499,093,000	788,335,838	583,013,000	0	502,800,000	0	80,213,000	0	0	127,744,162	設計委託3件 監理委託2件 工事請負11件 用地補償2件	
		拡張事業	458,810,000	328,813,202	126,156,900	40,712,000	43,900,000	0	2,732,900	0	38,812,000	3,839,898	監理委託1件 工事請負2件	
合計			1,999,528,000	1,122,385,820	741,509,900	40,712,000	546,700,000	0	115,285,900	0	38,812,000	135,632,280		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						国庫補助金	企業債	その他	当年度損益勘定留保資金	繰越財源				
										企業債				一般会計出資金
資本的支出	建設改良費	建設改良事業	229,016,000	0	229,016,000	0	229,000,000	0	16,000	0	0	0	工事請負1件	

報告第4号

江刺開発振興株式会社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、江刺開発振興株式会社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和2年6月5日提出

奥州市長 小 沢 昌 記